

菊池環境保全組合長期包括運営事業者選定委員会設置要綱

令和2年2月7日告示第2号

(設置)

第1条 菊池環境保全組合新環境工場等長期包括運営事業（以下「事業」という。）の実施にあたり、事業に係る意見を聴取し、新環境工場等（新最終処分場、環境美化センター及び旧杉水埋立処分場）の運営を行う事業者を公正かつ公平に選定するために、菊池環境保全組合長期包括運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、組合長の依頼又は諮問に基づき、次に掲げる事項について検討し、その結果を組合長に報告又は答申する。

- (1) 事業者の募集、選定等に係る実施方針に関すること。
- (2) 事業の実施方法の選定に関すること。
- (3) 事業者の募集方法、事業の要求水準及び事業者の選定基準に関すること。
- (4) 事業者及び事業提案書の審査に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の推進に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから組合長が委嘱する。

- (1) 専門知識を有する者
- (2) 関係市町副市町長
- (3) その他組合長が認める者

2 委員の任期は、前項に基づき委嘱された日から前条に規定する所掌事務が終了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第2号に掲げる職にあるため委員となる場合は、その職の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、組合長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席で成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開する。ただし、委員長の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決された場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 2 委員長は、公開する会議の傍聴を希望する者に、傍聴を認めるものとする。
- 3 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他傍聴について必要な事項は、菊池環境保全組合議会傍聴規則（平成12年6月1日議会規則第3号）の規定に準ずる。

（会議結果の公表）

第7条 公開された会議の結果については、会議内容の要旨を作成し、委員長の承認を経て、公表するものとする。

- 2 前項の公表は、菊池環境保全組合ホームページによる閲覧、及び菊池環境保全組合が発行する広報誌等によって公表する。

（委員の守秘義務）

第8条 委員は、検討の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利利益を害するおそれがあるもの及び、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、菊池環境保全組合において処理する。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年2月7日から施行する。